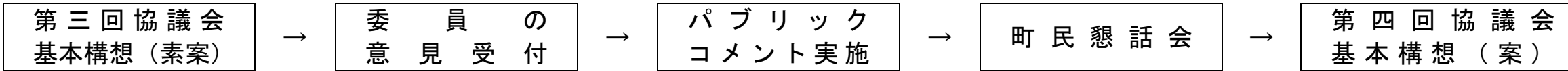


## 大山崎町バリアフリー基本構想案における主要な修正内容

### ●素案からの流れ



### ●主な修正内容

	修正箇所	修正内容等
委員等意見	1章（P1）	<p><b>指摘事項</b>：「バリアフリー」の内容を明確にすべき</p> <p><b>追記</b>：指摘を受け、本基本構想におけるバリアフリーについての定義を追記しました。</p>
島本町基本構想関連等	1章（P9）	<p><b>追記</b>：島本町バリアフリー基本構想が概ね完成したこと等により、本町周辺の計画を「（5）その他関連計画」として整理しました。</p>
事務局作業	2章（P10-P15）	<p><b>追記</b>：統計データに最新年次データを追加しました。また、P14に精神障害者（児）数の推移グラフを追加しました。</p>
事務局作業	3章（P19）	<p><b>訂正</b>：「地区別による問題のある施設の順位」の大山崎地区の項において、数値の誤植があり、訂正を行いました。順位に変動はありません。</p>
第三回協議会意見	4章	<p><b>指摘事項</b>：目標とは、達成の有無を判断できるものである必要があるのではないか（あまりにも抽象的すぎないか）</p> <p><b>変更</b>：指摘を受け、7章で重点整備地区の「基本目標」、8章で各事業の「整備目標」を定めていることなどから、4章の「目標」は「理念」との表現で整理しておく方がわかりやすいのではないかと判断し変更しました。</p>
第三回協議会意見	4章	<p><b>指摘事項</b>：目標設定の中で自然環境や歴史環境に対する断り書き（必ずしもハード面のバリアフリー化が図られるわけではない旨）を記載すべきではないか</p> <p><b>変更なし</b>：記載しておりません。4章は基本構想の根幹をなす町全体のバリアフリーに対する理念と基本方針に係るものです。特に理念においてはできるだけ広く可能性を含んだ言及としておくことが重要であると考えており、「あらゆる人」をバリアフリーの検討対象と捉え、歴史環境や自然環境についても同様とします。しかしながら、現段階において文化財や自然環境等に対する明確なバリアフリー上の解決策が示されていないことや、文化財保護、自然環境保全的な観点からも、ハード整備による完全なバリアフリー化を実現することは困難な状況と考えています。そのため、第9章（P71）において、現在考えうる対応を記述しており、今後は、文化財等について保存を前提としたバリアフリー化のあり方についてさらに見識を深め、具体的な取り組みについて検討していきます。</p>
第三回協議会意見	5章（P35）	<p><b>指摘事項</b>：町道大山崎円明寺線のみではわかりにくい。</p> <p><b>変更</b>：町道大山崎円明寺線（町道1号線）と、表記を変更しました。</p>
第三回協議会意見	5章（P35）	<p><b>指摘事項</b>：生活関連経路候補のJR山崎駅前広場についての表現がわかりにくいため、変更した方が良い。</p> <p><b>変更</b>：町道大山崎円明寺線（町道1号線）と一体となった部分があることから、表記位置を変更しました。</p>
第三回協議会意見	5章（P38）	<p><b>指摘事項</b>：生活関連経路はそれぞれの接続する生活関連施設をわかるよう明示する必要がある。</p> <p><b>変更</b>：本町的生活関連経路である西国街道は、全ての生活関連施設に接続していることから、接続する施設が全てであることがわかるよう表現を変更し、模式図を追加しました。</p>

	修正箇所	修正内容等
第三回 協議会意見	5章（P39）	<p><b>指摘事項</b>：阪急新駅の設置等が明らかとなっている現状において、その供用後に円明寺地区の取り扱いを検討するのは時期を逸するものであり、表現の再考（阪急新駅や第二外環状道路整備計画の進行と一体的に検討する旨）を求める。</p> <p><b>変更なし</b>：阪急新駅の設置や第二外環状道路（側道含む）及び周辺整備の影響により、円明寺地区の交通形態及び道路特性は大きく変化すると考えられます。しかしながら、これらの整備内容が現時点においては未定となっていることから、整備に伴う円明寺地区への影響など把握できない部分が多くあります。そのため、現段階において、阪急新駅及び第二外環状道路及び側道と地区内における道路の整備の方向性について一体的な検討を進めていくことは困難であると考えられることから、阪急新駅及び周辺整備による影響が明らかになった後、地区の状況に沿ったバリアフリー化方策を検討していくことが妥当であると考えます。したがって、本基本構想における当該地区の取り扱いについては、新駅設置及び周辺整備等の後、地区の交通形態等を一定見極めた上で整備の方向性について検討を行うこととし、第9章（P72）においては町周辺で生じている大きな社会的変化に対し、基本構想の見直し等を含め検討する旨を、「社会情勢変化への柔軟な対応」として記載しております。</p>
島本町基本 構想関連	5章（P40）	<p>①島本町域における西国街道の路線の位置づけは「準生活関連経路」である。</p> <p>②島本町バリアフリー基本構想山崎地区の重点整備地区と一体となった大山崎町重点整備地区図</p> <p><b>変更</b>：①島本町バリアフリー基本構想における山崎地区の西国街道は「準生活関連経路」と位置づけられており、本町域を生活関連経路とした場合には不整合が生じると考えられます。そのため、第三回協議会においては、「生活関連経路」であった西京高槻線（素案における③の経路）をD「島本町のバリアフリー基本構想の状況にあわせ整備を図る路線」へと変更しました。また、これに合わせて生活関連経路の路線番号を変更しました。</p> <p>②大山崎町重点整備地区は、大山崎町域と島本町域からなることを示す図へと変更しました。</p>
第三回 協議会意見	6章（P43）	<p><b>指摘事項</b>：「その他」の項目において、「直通の電話はなく、急用の場合に利用できる電話は高槻駅にしか通じない」との表現ではわかりにくい。</p> <p><b>変更</b>：「大山崎駅への直通の電話はなく、外部から掛けた電話は高槻駅にしか通じない」へと変更しました。また、他のご発言で特にわかりにくいと思われる表現については、発言の趣旨が変わらないよう留意しながら表現を改めました。（例：トイレまでの通路に、その手前の溝にあるくぼみが段差となっており通行に支障がある → トイレまでの通路で、溝になっている部分のくぼみが段差となっており通行に支障がある）</p>
パブリック コメント	8章（P63）	<p><b>指摘事項</b>：阪急大山崎駅の周辺の駐車違反をなくして歩きやすくしてほしい。</p> <p><b>追記</b>：（2）整備方針のその他の項で「違法駐車車両の取り締まり及び広報啓発活動を継続して実施していきます。」との文を追記しました。</p>
島本町基本 構想関連	8章（P64）	<p>島本町域における西国街道の路線の位置づけが「準生活関連経路」であることに伴い変更が必要となりました。</p> <p><b>変更</b>：府道西京高槻線⑦、⑧の路線を削除</p>
パブリック コメント	9章（P70）	<p><b>指摘事項</b>：無灯火自転車がスピードを出して歩道を走行しないようにしてほしい。</p> <p><b>追記</b>：「自転車や自動車による通行マナーの向上を呼びかけていきます。」との文を追記しました。</p>
委員からの 意見	全章	<p><b>指摘事項</b>：「粗目のグレーチング」は漢字が読みにくくわかりにくい。</p> <p><b>変更</b>：「目のあらいグレーチング」として文言の統一を図りました。</p>
町民懇話会 意見	全章	<p><b>指摘事項</b>：多機能トイレやオストメイト対応多機能トイレ、障害者トイレ等、文言が統一されていない。</p> <p><b>変更</b>：「多機能トイレ」を車いす使用者が利用できる広さのトイレでおむつ交換シート、オストメイトなどの複数機能を有しているものとし、単に車いす使用者が利用できる広さのトイレが設置されているものを、「車いす使用者便房」として文言の統一を図りました。</p>